

福岡医発第 59号(地)

平成17年4月8日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



「病院における検体検査業務の委託について」の訂正について

陽春の候 貴職ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成17年3月25日付福岡医発第2317号(地)にて通知いたしました、
標記の件につきまして、厚生労働省医政局総務課より、福岡県保健福祉部医療指導
課を通じ、別添のとおり訂正がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員に
対する周知方よろしくご高配のほどお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂・島田昇二郎



16医指第2858号
平成17年3月29日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県病院協会長
社団法人福岡県私設病院協会長
社団法人福岡県精神科病院協会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長
(医療指導課)



病院における検体検査業務の受託について

本県の保健福祉行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先に通知しました、厚生労働省医政局総務課長通知（平成17年3月15日付医政総発第0315001号）の内容に別添（写）のとおり訂正がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会会員の方に対して周知していただきますようお願いいたします。





事 務 連 絡
平成17年3月25日

各都道府県医務主管課御中

厚生労働省医政局総務課

「病院における検体検査業務の受託について」の訂正について

先般、平成17年3月15日付で、「病院における検体検査業務の受託について」（医政総0315001号、厚生労働省医政局総務課長名通知）を発出したところですが、表記の一部に以下のような誤りがありましたので、訂正いたします。また、あわせて、別添の通り、該当部分を訂正したものを送付させていただきます。よろしくご了知の上お取り扱い下さるようお願い申し上げます。

3 その他留意すべき事項

＜誤＞ 本通知による措置については、専門性の高い検体検査を行う病院の施設、設備等検体検査業務に係る資源の有効活用の観点から認めるものであること、また、病院の非営利性を確保する必要があることから、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 受託病院による検体検査業務の再委託は認めないこと
- (2) 検体検査業務に係る施設、設備等を当該業務の受託を主な目的として設置し、又は使用することは望ましくないこと

＜正＞ 本通知による措置については、専門性の高い検体検査業務について、当該業務を行うための施設、設備等を有する病院が当該病院本来の検体検査業務に支障を生じない範囲内で受託することを特例的に認めるものであること、また、病院の非営利性を確保する必要があることから、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 専門性の高い検体検査業務に係る施設、設備等について、当該業務の受託を主な目的として設置し、又は使用することは認められないこと
- (2) 受託病院による検体検査業務の再委託は認めないこと

(1) 検体検査業務の実施に関し受託病院が満たすべき基準について

検体検査業務は、受託病院の施設内で実施されることから、当該受託病院は、医療法第 15 条の 2 の規定に基づいて病院の施設内で検体検査業務を受託する者と同様、医療法施行規則第 9 条の 8 第 1 項で定める基準を満たすことが必要であること。(別添 1 参照)

(2) 検体の受領及び搬送に関し受託病院が満たすべき基準について

受託病院は、検体検査業務を行うに当たり、委託医療機関において検体を受領し、当該受託病院まで搬送する場合には、当該受託病院は、衛生検査所と同様の基準（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則別表第 5 に定める標準作業書のうち検体受領標準作業書及び検体搬送標準作業書の作成、並びに同規則第 12 条第 1 項第 14 号の作業日誌のうち検体受領作業日誌及び検体搬送作業日誌の作成）を満たすことが必要であること。(別添 2 参照)

3 その他留意すべき事項

本通知による措置については、専門性の高い検体検査業務について、当該業務を行うための施設、設備等を有する病院が当該病院本来の検体検査業務に支障を生じない範囲内で受託することを特例的に認めるものであること、また、病院の非営利性を確保する必要があることから、以下の点に留意する必要がある。

(1) 専門性の高い検体検査業務に係る施設、設備等について、当該業務の受託を主な目的として設置し、又は使用することは認められないこと

(2) 受託病院による検体検査業務の再委託は認めないこと